

排水設備等廃止届

令和 年 月 日

倉吉市長 様

住 所
所有者 氏 名
電 話

次のとおり、排水設備等を廃止したので届出します。

設 置 場 所	倉吉市 番地
廃 止 理 由	
施 工 業 者	

- ※ 建物建替等により、公共汚水柵を継続利用する場合はこの届出は必要ありません
- ※ 位置図・公共汚水柵側キャップ止めの写真を添付してください
(キャップ止め深さが分かるようにスタッフ等または写真帳記入をお願いします)
- ※ キャップ止の位置は裏面参照

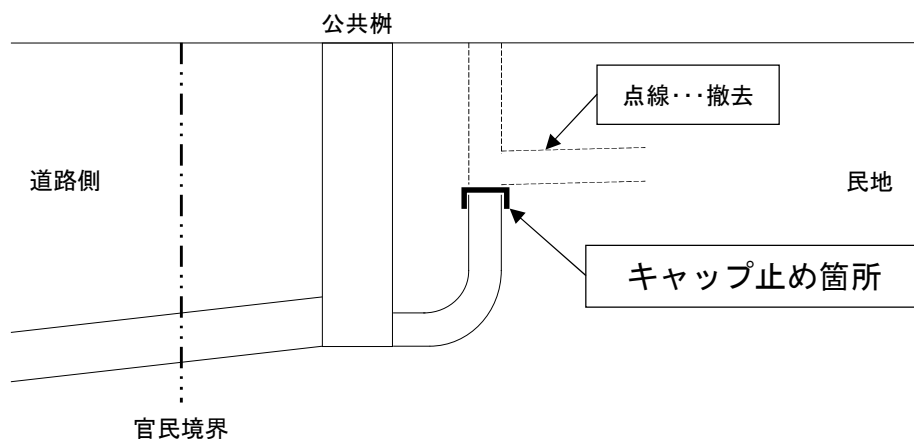
上下水道局記入欄

事業区分	公共・集排 (地区)	確認番号	第 号
PC台帳		マッピング	

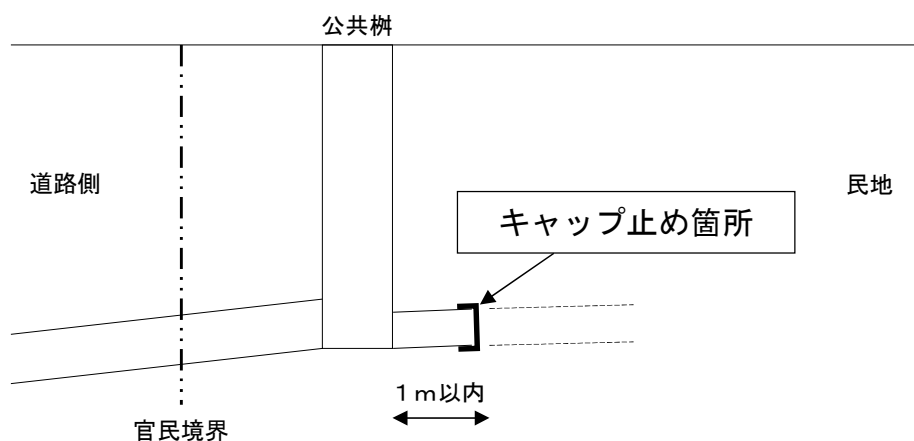
受 付

(裏面) 原則、キャップ止めは公共汚水柵から1m以内で、宅内柵は全て撤去してください
(困難な場合は相談してください。上下水道局工務課 TEL27-0631)

1. 公共汚水柵近くにドロップ柵がある場合



2. 公共汚水柵近くにドロップ柵がない場合



3. コンクリート製公共汚水柵内でドロップしている場合

